

令和 7 年度

八代市議会建設環境委員会記録

審　查　・　調　査　案　件

1. 9月定例会付託案件	1
1. 所管事務調査	19

令和 7 年 10 月 21 日（火曜日）

建設環境委員会会議録

令和7年10月21日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時50分閉議（実時間106分）

○本日の会議に付した案件

- 議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
- 議案第78号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号
- 議案第74号・令和6年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 陳情第11号・水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の提出方について
- 所管事務調査
 - 都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - 生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 中山 諭扶哉 君
副委員長 橋本 隆一 君
委員 田方 芳信 君
委員 谷川 登 君
委員 西村 英昭 君
委員 橋本 幸一 君
委員 水田 千春 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 岩崎 伸一 君
市民環境部次長 竹下 圭一郎 君
環境課長 田中 和彦 君
建設部長 涌田 直美 君

建設部次長 萩田 正樹 君
土木課長 高田 裕樹 君
理事兼下水道建設課長 一美晋策 君
下水道総務課長 山本 康博 君
下水道総務課長補佐兼業務係長 宮地 美恵 君

○記録担当書記 栗山 大次郎 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付しております付託表のとおりであります。

○議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（中山諭扶哉君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明を願います。

○市民環境部長（岩崎伸一君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、第4款・衛生費のうち、市民環境部関係分につきまして、竹下次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○市民環境部次長（竹下圭一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の竹下でございます。よろしくお願ひします。

着座にて説明させていただきます。

令和7年度八代市一般会計補正予算書の14

ページ下段を御覧ください。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目2・環境保全対策費で、補正前の額5161万2000円に45万円を計上し、補正後の額を5206万2000円とするものです。

特定財源は、県補助金22万5000円となっております。

次に、令和7年度9月補正予算の概要の6ページ下段を御覧ください。

事業名は、地下水保全対策事業であり、補正理由としましては、地下水を飲用水として使用されている方を対象として、地下水中のPFOs、PFOAを分析する際に、その一部を助成するもので、補助に要する費用を補正するものです。

本事業は、熊本県が創設した熊本県飲用井戸等水質検査（PFOs及びPFOA）支援事業費補助金を利用するもので、補助金の上限を3万円とし、県と市で2分の1ずつ負担するものであります。

補正額は45万円で、その内訳は、全て補助金でございます。

ここで、PFOs、PFOAに関する説明をいたします。

右上に委員会資料と記載しています令和7年度八代市一般会計補正予算（地下水保全対策事業）の説明資料、1ページを御覧ください。

1、目的ですが、飲用井戸の所有者が有機フッ素化合物でありますPFOs及びPFOAについて水質分析をされる際に費用の一部を助成するものです。

項目の2、対象の物質名ですが、PFOsはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸を指します。

これらPFOsやPFOAは、耐熱性や撥水性など様々な性質があることから、洗浄剤やコーティング剤として幅広い分野で使われております。そのPFOs、PFOAを過剰に摂取す

ると、出生児への影響があると懸念されたことから、現在は水質管理目標設定項目に入れられております。これが令和8年4月に水道水質基準の項目に引き上げることとなりました。基準値はPFOsとPFOAの合算で1リットル中50ナノグラムとなっております。

項目3の補正予算につきましては、15検体を予定しています。

次に、今回の事業の流れを御説明いたします。

地下水を飲用水として使用されている市民が地下水中的PFOs、PFOAについて水質分析を行う際に、分析費用の2分の1、上限3万円を補助するものです。

今回の補助は、熊本県飲用井戸等水質検査（PFOs及びPFOA）支援事業費補助金を活用して実施することから、最終的には市が支出した補助金額の50%が県から補助金として市に充当されることとなります。

資料2ページ以降は、ただいま御説明した内容について、より詳しい資料を添付しております。

2ページは、水道水の水質基準等の体系。

3ページは、水道水におけるPFOs及びPFOAに関する検討で、これまでの流れを記載しております、令和8年4月1日の施行となります。

4ページは、熊本県でのPFOs及びPFOAの超過事例でございます。県の調査では、八代市内で超過しているところはございません。

5ページは、補助金額の計算方法などです。

以上で、八代市一般会計補正予算・第7号中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（水田千春君） 補正予算15検体となっていますが、15検体というのはどの部分、すいません、全く分かってないので説明いただ

きたいんですけど。

あと、なぜ半額しか助成がないのか。調べた
い方々、民間で、自己負担ということですよね。
全額出してあげてほしいなと私は思うんですけど。

○環境課長（田中和彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
環境課の田中です。

今、委員からお尋ねがありました2点について御説明をさせていただきます。

まず、15検体ということですけれども、これはあくまでも市民の方が自主的に検査をされて、最終的に補助を行うという流れになります。

どのぐらいの検体数があるか、現在全く分かっていない状況ですけれども、PFOS、PFOAにつきまして、新聞等で県北のほうで検出されたというようなニュースが流れた際に、市民の方からお尋ねが数件、市の環境課のほうに寄せられております。

お尋ねの件数は数件ですけれども、主に地下水を飲用水として飲まれていらっしゃる校区等の数から算定して、一応今回は15検体分という予算を設定させていただいております。

次に、2点目ですけれども、半額程度の補助というふうになっておる件ですが、これは先ほど次長の説明の中でもございましたけれども、熊本県の補助事業になっております。熊本県の補助事業を使う形になりますけれども、一旦市のほうが窓口となって行う事業でございまして、熊本県の補助要綱が2分の1、上限3万円というふうになっておることから、今回こういう規定となっておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員（水田千春君） もし15検体を超える場合どうされますか。

○環境課長（田中和彦君） 15検体をもしも超える場合ということですけれども、やはり地下水といいますか、飲用水ですので、皆さんの

健康に関わる部分でございますので、万が一それを超えて申請があった場合には、流用なり、追加の補正なりというのを検討したいというふうに事務局では考えております。

以上です。（委員水田千春君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（橋本幸一君） 関連ですが、個人の井戸の、今現在、八代管内で個人井戸の利用者数というか、その辺は把握されてますか。

○環境課長（田中和彦君） 実際の細かい世帯数までという部分はございませんけれども、上水道の普及率等を考えて、おおむね約半数の世帯が井戸を使用されていると。中には、上水道は引かれておるけれども、井戸も持ついらっしゃるというところもございますので、なかなか井戸水を飲用水に使われている細かい人口数までは、すみません、環境課のほうでは把握してないというのが実情でございます。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 分かればですね、大体その辺の調査というのは必要かなという思いもしております。

それと、先ほどの話では、八代管内では現在のところ検出されてないということでございますが、もし検出された場合、その後の対応というのはどのようにされるのか。

○環境課長（田中和彦君） もしもこの物質が検出されると、熊本県のほうで検出された井戸の周辺の御家庭の井戸の追加調査を行われる予定となっております。そのような調査を踏まえて、検出された理由などを調査をされて、必要な対応をとられるというふうには県のほうから伺っております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） みんな県の対応ということで、結局、くまれて、水道から出るって、その個人の対策というのは全部自分でやっていかんといかんちゅうことなんですかね。

○環境課長（田中和彦君） こちらにつきましては、具体的な対応がまだ決まっておりませんけれども、過去、八代市が、飲用の地下水から基準を超えて物質が出た場合の対応といたしまして、一つが、家庭用の浄水器の購入の補助を行った場合、それと、上水道の布設を緊急に行っていただいて、上水道での切替えをして対応するというふうな2つのやり方をやった経緯がございます。上水道が水道局のほうで布設が可能な場合は上水道の布設の方向で、逆に、山間地域でどうしても上水道の布設が難しい場合は、浄水器の設置補助を利用していただくというような形で過去は対応をとってまいりました。

以上です。

○委員（橋本幸一君） それでは、それに準じて対応するということで理解してよろしいんですね。

○環境課長（田中和彦君） 事務局としてはそのような形で対応したいというふうに考えております。（委員橋本幸一君「了解しました」と呼ぶ）

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（水田千春君） もしかすると八代市内、ほかの場所、調べたいとおっしゃるお宅以外の場所で検出される可能性もあるわけですから、八代市として調べるということはないんでしょうか。

○環境課長（田中和彦君） この物質につきましてですけれども、令和5年度から6年度、本年の令和7年度、県のほうが八代市を幾つかのエリアに分けまして、現在、調査を行われております。具体的には、令和5年度は地下水については1か所、令和6年度が市内で7か所、令和7年度、現在調査中ということで検体数は県のほうから教えていただけませんでしたけれども、やっておられますので、一応この部分につきましては、地下水の所管であります熊本県の

調査を待つておるというような形で対応いたしておるところでございます。なので、市として独自の調査というのは、現時点では検討いたしておりません。

以上です。（委員水田千春君「承知しました」と呼ぶ）

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本幸一君） 現在、飲料水と上水道、兼用で引かれてるという世帯があるということですが、飲料水の井戸の一本化というのは当然必要な部分も出てくるかと思いますが、行政としてもそこはしっかりと確認する必要があるかなということを今聞いて感じたわけでございます。ぜひその辺の、飲料水の井戸がどうなってるかと各世帯の把握というのをぜひ行っていただきたいと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（田方芳信君） 確かに水というのは、大変人にとって大事でありますので、やはりそういう部分では健康面なんかがですね、大変気にするものがあります。そういう部分なんかはしっかりと、もし出たら、しっかりと市として対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようですので、以上で、歳出の第4款・衛生費についてを終了いたします。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（涌田直美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の涌田でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号の建設部所管分につきまして、蓑田次長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○建設部次長（蓑田正樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の蓑田でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明いたします。

それでは、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算書、第7号をお願いいたします。

15ページをお開きいただき、下段の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費は、補正額9800万円を増額補正し、13億5803万9000円としております。

財源内訳につきましては、地方債が9310万円、一般財源が490万円で、補正額の内訳は、節12・委託料でございます。

別冊の委員会資料、議案第76号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

工業団地関連道路整備事業は、緑色で示しています県営工業団地の整備に伴い、交通量の増加が見込まれることから、周辺道路の整備を行うものでございます。

現在、工業団地周辺の道路整備につきまして、県で実施中の県道新八代停車場線をオレンジ色、市で実施中の新牟田西牟田線、竜西東西12号線及び県営工業団地の北東側の竜西幹4号線を青色で表示しています。

なお、各路線の計画断面図を上部に記載しております。これら整備中である周辺道路と併せて、さらなる工業団地へのアクセス性や安全性の向上を図るため、今回、赤枠でお示ししていますエリアの道路測量設計業務を行う経費を計上するものでございます。

以上、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今、質問のちょっと分からぬ部分……。その整備事業というのはどこどこ線という、まだ確定はできてないということで理解してよかってですかね。赤い枠の中での、どう整備したらいいかという、そこの調査ということですか。

○土木課長（高田裕樹君） 土木課の高田です。よろしくお願ひいたします。

詳細なルートにつきましては、県営工業団地内の道路の配備状況や熊本県が算出される交通量調査、交通量推計の結果を踏まえて、地元調整を行いながら決定していく予定としておりまして、現在は赤枠の中で想定されるところで測量設計を予定させていただいております。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） 大体今、おぼろげに出てきたんですが、県営工業団地の部分から外れて、この赤枠の部分ということは、考え方としてはどう捉えればよろしいですかね。どういう理由でこの部分の中でどう整備していくという、ある程度目的といいますか、そこがあんまりはつきりしないものですから、そこ説明できれば。

○土木課長（高田裕樹君） まずは、緑色で示

しています県営工業団地、それと、現在、青色とオレンジ色で示しております市道と県道の整備中の路線、ここの南北をまず連結させるところの路線を主で予定させていただいております。

それと、それに付随して、周辺道路の整備を予定しておるという形になっております。

一応赤枠の中では、そういったところで南北のほうを主に考えながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。（委員橋本幸一君「大体おぼろげに分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんでしょうか。

○委員（谷川 登君） 今、工業団地のほうの測量設計エリアが分かりましたけども、そういう中で、多分、高圧電線が来とつと思つるんですね、あそこは。この図面からいいたら、地図からいいたら、青から黄色のほうのぎりぎりのところから用地買収してあるとですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） その質問でよろしいですか。

○委員（谷川 登君） よかですよ。

○土木課長（高田裕樹君） 今の御質問は、県営工業団地、緑色の枠の話でよろしかったですかね。一応、南北に高圧電線が通つるのは現況としてこちらも理解しているところで、そこは道路整備あたりを進めながら、関係するところと協議しながら、そこの道路通行に支障がないような形の整備は考えていきたいと思っております。

以上となります。

○委員（谷川 登君） ありがとうございました。

そういう中で、今現在、昨日だったですかね、私もちよつと通りましたけれども、稲刈りをされているところもありますが、廃土をされていところも順番に順調に進んでいるようござ

いますけれども、国道3号までの市道の拡張とか考えておられるんですかね。

○土木課長（高田裕樹君） 現在、図に示しております下のほうの竜西東西12号線の青色、それと、県営工業団地の北東側、竜西幹4号線、こちらの青色については、国道3号までのアクセスという形で、真ん中に示しております黄色の県道千丁停車場興善寺線と併せて、国道3号のアクセスという形で、現在、整備を進めています。今後も、交通量調査などを含めまして、さらに追加整備が必要かどうかというのを総合的に検討していきたいと考えております。

以上になります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんでしょうか。

○委員（橋本幸一君） もう一つよろしいですか。この事業計画はいつまでに終了される予定ですか。

○土木課長（高田裕樹君） 県営工業団地のほうが令和10年度より分譲開始予定でございます。その後の進出企業の本格稼働時あたりを目標に、ちょっと具体的な年度までは示しておりませんけども、進出企業が本格的に稼働するところを目指しながら、進めていきたいと考えております。

以上です。（委員橋本幸一君「いや、計画。計画策定の期間」と呼ぶ）

今回、測量設計のほうで予算を計上させていただきました。その後に業務の発注という形を考えておりまして、測量設計のほうを今年度から来年度にかけて行いまして、その後、用地が必要であれば用地交渉と工事という形で進めていこうと考えております。

以上です。（委員橋本幸一君「了解です」と呼ぶ）

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんでしょうか。

○委員（谷川 登君） 確認ですが、この工業団地の敷地内のボーリング調査、多分、何か所かしてありますけども、そういう細かいところは何か報告とかボーリングの報告とか、何かあったんですかね。

○土木課長（高田裕樹君） 工業団地内の地質調査あたりは私も現場あたりで確認はさせていただいておりますけど、まだ具体的な報告はこちらのほうに上がってきておりませんので、そういう調査の結果とかも、情報提供いただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますでしょうか。

○委員（谷川 登君） この前の令和7年8月10日の豪雨災害で、龍峯、興善寺辺りの土砂がかなりあるということで、仮置場してですね、今の工業団地のほうに、多分、土砂をですね、したと思うとですね。そういう中で、この25ヘクタールの中で、龍峯の土砂災害の土だけで地盤というのは足るて考えるとですか。どこからか持ってきて、埋立ててする、その土というのはどういった考えを持っておられるか、ちょっと聞かせてください。

○土木課長（高田裕樹君） 先ほど委員がおっしゃられたとおり、今回の8月の豪雨のほうで、龍峯地区のほうでかなり土砂のほうが発生いたしまして、その土砂については、熊本県と連携して、一時仮置きという形で工業団地の敷地の一部に仮置きさせていただいている状況でございますけども、多分、全体の造成に比べると、量的にはかなり少ないかなと思っております。

今後、その辺の造成の土砂をどうされるかというところまではうちのほうにまだ具体的に情報が示されておりませんので、そこは熊本県にも確認しながらという形になるかと思っておりますけども、全体的にはかなり造成の土は必要

じゃないかなと考えているところでございます。

以上になります。

○委員（谷川 登君） 本当にあの広さですから、かなりの土砂が要るかなと思うんですよね。それについては、県のほうと相談しながら前向きにせんと、いろんな場所に、——例えば、泉の中尾地区というところに、氷川ダムの土砂が何百トンというような、土を盛り上げて、いろんなところに出しよんなっとですね。まだ大分あっとですよね。地区からも早く、危ないからという声も上がったるし、そういう土を使って、土砂を使って、埋立てとかできればなというふうに私は個人的に思ってるんですが、それは今後検討、現地を見ながら、土の材質を見ながら、少しでも撤去していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（田方芳信君） この工業団地におかれましては、県も大変期待しているし、私たち八代市も大変期待している部分でございます。特に、やはり交通渋滞、そういう部分なんかですね、しっかりと検討して、いい道路を造っていただくようお願いしておきます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、

本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いいたします。

(執行部 入替え)

◎議案第78号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、議案第78号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道建設課の一美でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 議案第78号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号について説明いたします。

補正予算書、第4号をお願いいたします。

今回の補正内容は、令和7年8月大雨で被災した下水道施設の災害復旧経費を補正するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出におきまして、まず、収入の第1款・下水道事業収益、第2項・営業外収益で466万9000円を追加し、下水道事業収益の補正後の総額を38億2624万3000円としております。

また、第2条のなお書きにありますが、営業費用中災害復旧費700万円の財源に充てるため、企業債230万円を借り入れることとしております。

この企業債の230万円につきましては、収入の予算には計上しておりませんが、これは今回の災害復旧の内容が被災前の効用を発揮するために原状復旧を行うものであるため、資本的

支出ではなく、収益的支出として予算計上しており、このような場合の財源として企業債を起こす場合は、予算書の本文中に示すこととされているためございます。

次に、支出では、第1款・下水道事業費用、第1項・営業費用で700万円を追加し、下水道事業費用の補正後の総額を35億177万2000円としております。

2ページをお願いいたします。

第3条の企業債では、企業債の増額に伴い、災害復旧事業の借入れ限度額を変更し、補正後の額を3380万円としております。

次の3ページから10ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の明細でございます。

まず、収入につきましては、款1・下水道事業費収益、項2・営業外収益、目8・国県負担金で466万9000円を追加しまして、補正後の計を20億5694万円としております。

次に、支出につきましては、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で700万円を追加しまして、補正後の計を32億3549万5000円としております。

補正額の内容としましては、千丁町のマンホールポンプ復旧工事に要する費用としまして、この工事請負費700万円を予定しております。

次の12ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

最後に、今回の補正予算の内容について説明させていただきます。

右肩に委員会資料、建設部下水道建設課、中段に令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号と記載の資料をお開きください。

8月11日の大雨によりまして、本市の下水道事業では、公共下水道事業のうち、八代処理区においては汚水関連で、郡築三番町の2つのマンホールで下水道排水が満水となり、水位が

上昇したことにより、マンホール上部を圧迫し、調整リングが外れ、外部に漏れ出して舗装を破損いたしました。中央中継ポンプ場では水位計が破損しました。そのほかに、雨水関連で、中央ポンプ場の除じん機の電気ケーブルや北部中央雨水調整池の電気照明が被災しました。また、千丁処理区においてはマンホールポンプが浸水し、ポンプが故障した事案が4か所発生しました。

農業集落排水においては、泉町下岳上処理区において、道路崩壊に伴う下水道管の破損が2か所、並びにマンホールポンプのポンプ故障が1件発生しました。

ここで、マンホールポンプについて簡単に説明させていただきます。

下水道の管を道路にいけていくと、上流は浅いものの、下流になるとだんだん深くなっています。深くなれば、地上から掘って行う開削工事ができず、機械でトンネルを掘る推進工法になり、工事費が非常に高くなります。

そこで、ある深さまで来たり、障害物があつたりした場合、一旦ポンプで汚水をくみ上げて下流に放流することで、下流側の深さを浅くして、工事費を抑える目的で設置されるのがマンホールポンプになります。

さきに述べました公共被災施設について熊本県と協議を行い、国の災害復旧事業に乗るものについては交付金事業として、乗らないものについては単独事業として、それぞれ8月並びに9月の専決予算として計上しております。

資料の3ページをお開きください。

千丁処理区の4つのマンホールポンプの位置を赤丸で明示しております。これらの災害復旧査定を受けるに当たって、公共下水道の電気施設については、事前に被災を立証する公的機関の証明が必要と県からの指導があり、去る9月3日に日本品質保証機構（JQA）による立会いを行いました。

言い訳がましくなりますが、これまで電気機器の被災経験がなかったことから、本課では、マンホールポンプの操作盤については何とか稼働していたこともあり、災害復旧の査定対象としてはおりませんでした。しかし、本立会いを行ったJQA、並びに、その後の県との協議により、一度浸水した電気機器は、その後、故障を起こしやすいことから、浸水箇所までの操作盤機器の修繕、並びに、操作盤の高さが現状のままでは、同様の降雨があった場合、また被災してしまうことから、写真にあります操作盤の基礎かさ上げについても災害査定に計上することとなりました。

このようなことから、千丁処理区マンホールポンプ4か所について、操作盤機器修繕並びに操作盤基礎かさ上げについて、今回、補正に計上させていただいております。

以上、議案第78号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷川 登君） 先ほどお話の中で、10日の豪雨災害で道路が通れなくなったというようなことで、下水道のほうが先般はもう切れて、逆流してというようなことを現場見ましたけれども、あの配管というのは深さはどれぐらいにいけてあるのかと、腐食したりもしますので、そういった今後の配管の取替えというのは考えておられるんですか。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 今、御質問の件につきましては、まず下水道管を道路の下にいける場合は、1メートル以上は土被り、管の上から土の厚さをとってくださいというような規定がありまして、泉町の下岳上の2か所については、現地行きましたが、おおむね地表から2メートルぐらいのところに管があり

まして、それが破損しておりました。こちらの管については塩ビ管でしてありましたので、下流のほうに流せなくなりますので、早急に管の接続については早急に復旧して、今現在は露出ではあるものの、管の接続は終了して、あと、道路復旧に伴いまして、管の保護等をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（西村英昭君） 制御盤の故障の件なんですが、今回初めてこういう事態ということで、それを高くする、物理的に高くするということですが、それがどの程度、今後同じような水位、あるいはそれ以上余裕があるのかという点をお聞かせください。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 今、写真を見ていただくと、ちょうどこの物を当てさせていただいているところが、大体被災した、水位が来た跡ということになりますので、大体70センチぐらい、場所によって若干違いますけども、それぐらいで、災害復旧につきましては、原形復旧が基本なので、あまり改良復旧ということになりますので、一応70センチぐらいをめどに、今、予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、これより採決いたします。

議案第78号・令和7年度八代市下水道事業会計補正予算・第4号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部の入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第74号・令和6年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、決算議案の審査に入ります。

議案第74号・令和6年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

議案第74号・令和6年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明いたします。

令和6年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

なお、令和6年度から、農業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業が企業会計への移行と併せて下水道事業と会計を統合しており、業務実績に関する数値や決算額等につきましては合計したものとなっています。

初めに、事業報告書でございますが、19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございます。

令和6年度末排水人口は6万3640人、排水面積は3万4447ヘクタール、年間の総処理水量は717万189立方メートル、有収水量は608万7274立方メートルで、有収率は84.9%でございます。

今後も有収率向上のための不明水対策や水洗化率向上のための未接続世帯への戸別訪問を継

続して行うとともに、八代市下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としまして、八代市及び八代東部処理区では麦島校区及び宮地校区など、千丁処理区では古閑出地区、鏡処理区では両出地区及び貝洲地区などにおきまして、それぞれ管渠布設工事を施行し、合わせて4.69キロメートルの整備を行っております。

また、水処理センター施設整備事業としましては、老朽化した機器の改修を進めるとともに、汚泥濃縮設備、汚泥脱水機設備の製作や基礎工事、衛生処理センター解体に伴うし尿受入れのための汚泥処理施設改造工事の工事発注をしております。

さらに、ストックマネジメント計画に基づきますマンホール設備やマンホール蓋の更新なども実施しております。

次に、経営状況についてでございますが、これは後ほど決算報告書のところで説明いたします。

次の20ページは、経営指標に関する事項、議会議決事項及び職員に関する事項。

次の21ページから26ページまでは、工事関係で、税込み200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万円以上の保存工事の概況などについて、それぞれ記載しております。

27ページをお願いいたします。

業務量でございます。表の中ほどの行政区域内人口11万9250人に対して、処理区域内人口は6万2662人でございますので、普及率は52.5%、処理区域内人口に対して水洗化人口は5万5337人でございますので、水洗化率は88.3%でございます。

また、整備面積については、事業が統合した影響で、事業全体では94.5ヘクタール増加の1946.54ヘクタールとなっていますが、公共下水道事業のみでは22.5ヘクタール増

加の1874.54ヘクタールとなりますので、整備率は87.6%でございます。

28ページの事業収入に関する事項及び29ページの事業費に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで説明いたします。

次に、30ページから32ページは会計でございますが、重要契約の要旨としまして、税込み1000万円以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきまして記載をしております。

また、企業債及び一時借入金の概況を記載しており、令和6年度末の企業債の残高は前年度末より6億7517万4円減少し、211億5261万8835円となっております。

次に、資料は前後しますが、お戻りいただきまして、2ページから5ページをお願いいたします。

令和6年度八代市下水道事業決算報告書でございます。決算の内容につきましては、前年度との比較をしております別紙の委員会資料と記載の資料にて説明させていただきます。

なお、収益的収支につきましては、経営成績を表します損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成しております。

また、令和6年度の欄は、農業集落排水処理施設事業または公共浄化槽等施設整備推進事業の内容を含む項目については、内容を括弧書きで記載しております。

まず、A3の資料左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は15億6525万4000円でございます。内訳は、目1・下水道使用料12億1688万1000円、目2・雨水処理負担金2億2836万1000円で、目3・その他の営業収益1億2001万2000円は、浄化槽汚泥処理施設の所管替えに伴う一般会計からの負担金1億1824万4000円などでございます。

項2・営業外収益は20億3305万500

0円でございます。内訳の目2・他会計負担金8億83万2000円は、水洗便所の普及等に要する経費、汚水処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。目3・国県補助金137万円は、排水設備工事費助成金に対する国庫補助金でございます。目4・他会計補助金1335万7000円は、人件費などに充当した基準外繰入金でございます。目5・長期前受金戻入12億1639万4000円は、償却資産を整備、取得した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って収益化したものでございます。目6・雑収益110万2000円は、下水道使用料延滞金42万3000円などでございます。

以上、収入合計は35億9832万4000円でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は29億5271万2000円でございます。内訳の目1・管渠費5554万7000円は、管渠施設に係る修繕や動力費など、維持管理に要する費用でございます。目2・ポンプ場費3173万円は、各ポンプ場に係る保守点検業務や動力費など維持管理に要する費用でございます。目3・処理場費5億3228万800円は、水処理センターに係る職員6名分の入件費や運転業務委託及び動力費など維持管理に要する費用でございます。目4・浄化槽費3630万1000円は、公共浄化槽に係る職員1名分の入件費や保守点検業務など、維持管理に要する費用でございます。目5・流域下水道管理費1億4907万4000円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。目6・総係費1億5668万2000円は、一般職10名分の入件費、検針、徴収及び水洗化促進業務委託、排水設備工事費助成金など、業務全般に関する費用でございます。目7・減価償却費は19億8848万4000円でございます。

項2・営業外費用は2億7923万3000円でございます。内訳は、目1・支払利息2億6501万9000円などでございます。

以上、支出合計は32億4555万8000円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支では3億5276万6000円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の収入でございますが、項1・企業債は11億240万円でございます。

項2・補助金は5億2720万円でございます。

内訳は、目1・国庫補助金4億8100万6000円、目2・県補助金8万9000円、目3・他会計補助金4610万5000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金は6498万1000円でございます。

項4・負担金は1億8189万5000円でございます。

内訳は、他会計負担金1億8189万5000円でございます。

以上、収入合計は18億7647万6000円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費は14億1494万4000円でございます。

内訳は、目1・管渠施設整備費9億8060万9000円、目2・ポンプ場施設整備費2920万7000円、目3・処理場施設整備費3億7281万8000円、目5・流域下水道建設費3209万9000円などでございます。

項2・企業債償還金は17億7757万円でございます。

以上、支出合計は31億9251万4000円でございます。

下の欄外に記載しておりますとおり、資本的収支は13億1603万8000円が不足しま

ですが、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6809万9000円などで補填しております。

なお、収益的支出のポンプ場費で58万6000円、資本的支出の管渠施設整備費で4億7065万2000円、ポンプ場施設整備費で2099万円、処理場施設整備費で4377万円がそれぞれ年度内に完了できず、令和7年度へ繰越しを行っております。

次に、決算書にお戻りいただき、11ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。まず、資本金は、当年度における処分や変動額がございませんでした。

次に、剰余金のうち、資本剰余金でございますが、資本金と同様に、当年度における処分や変動額はございませんでした。

次に、剰余金のうち、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行った前年度末の未処分利益剰余金7億1151万2763円のうち、3億5308万6397円につきまして、減債積立金に積立てを行った後に取崩しを行い、それに当年度純利益である3億5276万6228円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は7億585万2625円となっております。

次の12ページは、剰余金処分計算書でございます。

表の右上、未処分利益剰余金7億585万2625円は、本議案の議決をいただきますと、3億4422万5869円を減債積立金に積み立て、残りの3億6162万6756円を資本金へ組み入れる予定でございます。

下水道事業につきましては、今後とも収納率や水洗化率向上による収入の確保、適切な維持管理によるさらなる経費の縮減など、経営基盤の強化を図るとともに、計画的・効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に

努めてまいります。

以上で、議案第74号・令和6年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 確認でございますが、先ほど下水道、水洗化のですね、向けてのがありました、本市としては、例えば何年度までにこういった割合まで持っていきたいという目標値ちゅうのは、年度ごとの計画性というのを持っておられるんですか。それとも、こういうふうにして年度ごとに結果としてこういう結果なんですよということのどっちなんでしょうかねと思いまして、目標計画ありますか。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 目標については今手持ちの資料を持ち合わせておりませんけども、公共下水道については、一応平成28年度頃に国土交通省のほうから10年概成というようなことを言われまして、おおむね、あと10年ぐらいをもって公共下水道をどんどん広げていくのはもうやめましょうと。今ある部分、計画してできる分だけを整備したら、一応もう今後については、維持管理をしていこうということで、国の補助制度もろもろについても未定の部分がありますが、令和8年度ぐらいをめどに、整備を一応終了していって、今後は維持管理、処理場を含めて、そういった維持管理のほうにシフトしていこうというようなことを示されておりますんで、今後、これまでのように、どんどんどんどん処理区域を広げてって、また整備を図っていくということではなくて、一応、今ある認可区域といいます、ここまで下水道を整備する予定ですという面積、区域が終わりましたら、一応うちのほうとしても、私道にいけてくださいというようなことの部分は、

申請が上がれば、うちのほうでやらせていただきますが、そのほかについて一応、維持管理のほうにシフトしていくかというふうに思っているところです。

○委員（橋本隆一君） 今後の取組については理解できましたが、気持ち的にはやはりなるだけ、100%は無理じゃないかなと思いますけれども、先ほど努めてまいりたいというのが、お言葉があったもんですから、維持管理というふうに努めてまいりたいのか、積極的にというところがなければ、まず推移を見ながら、要望があれば進めていきたいちゅう方向で理解するということでおろしいですかね。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 先ほどあったのは、一応道路の目の前まで、自宅の道路のところまでは下水道施設も、まだ下水道に接続されてない方もいらっしゃいます。（委員橋本隆一君「そうですよね」と呼ぶ）そういう方に対して、よかつたら公共下水道のほうにおつなぎになりませんかというようなこともやっておりますんで、そっちのほうをできるだけ、個人で管理されるというのはなかなか限界がありますんで、そういったところで、まだ公共下水道に未接続の方に対して、公共下水道、目の前まで来ておりますので、よかつたらうちのほうにおつなぎいただけないでしょうかというような活動を図っていくということで理解しております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） すみません、私の勘違いでした。ありがとうございました。理解できました。

○下水道総務課長補佐兼業務係長（宮地美恵君） 下水道法で、下水道をつなげるようになったら、浄化槽だったら遅滞なくつながなければいけない、また、くみ取りトイレは、くみ取り便槽は3年以内につながなきやいけないというのは決まっているんですが、例えばお金がなくて

できないとか、そういう方もいらっしゃいます。水洗化促進ということで、全世帯、公共ますがついている全世帯を毎年回ってお願ひはしているんです。ただ、やはりどうしてもつなげないって方に対しては、無理してまではつなげとは言えなくて、今、毎年毎年お願ひしている状況です。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。ありがとうございました。

○委員（橋本幸一君） この下水道の整備っていうのは、全国的な流れの中で、やっぱり河川の浄化とかいろんな目的があって進められてきた中で、この有明海・八代海特措法が、あれは平成6年だったですかね、あれが出来上がって、その中でも八代海、有明海の環境保全という、そういう面で下水道の促進というのもうたい込まれておる中で、やっぱりその頃から急激に進められてきた事業かと思っています。

確かに、あれが進められることによって、河川にいろんな洗濯の泡とか、いろんな汚物とか、ああいうのがなくなつてやっぱり非常にきれいになったなという印象はあつるわけで、確かに下水道というのは非常にやっぱり環境の保全には効果があるということを実感して私もこれまで見ているわけですが、その中で、やっぱり接続率が悪いというのはなぜかというと、やっぱり山間地は特に高齢化が進んでおって非常に接続に金がかかるとか、平野部においても当然かかるわけですが、また、平野部においては非常に管路の延長については高額の金が必要になつたということで、今言わされたように、一時期、管路の延長はストップして接続率を高めるというのは、私もこれは正解かと思いますが、やはりいかにして接続するかということを、しっかりと行政としても、また国としても、これは見ていかなければならぬんじゃないかなと思っております。

やっぱり八代海、有明海をきれいにしようということは、やはり接続率の向上によって得る

部分というのは非常に大きいかと思うもんですから、いろんな流量の軽減とか、やっぱそういうことも勘案しながら、国、県ともやっていかなければ、この問題は解決せんんじゃないかなという、そういう思いがしております。これは意見です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見、さっきも出ておりましたけど、意見がありましたらお願ひします。

○委員（水田千春君） やっぱり上水道、下水道って、何か経営という形に今はなってるんですけど、利益がどうとか。やっぱり人の命に関わること、上水も下水も大切ですので、あんまり何か利益利益って言うのもどうなのかなと、私としては思っております。

下水にやっぱりつなぐっていうことも本当に、なかなか本当に、先ほどおっしゃられたように、お金がない御家庭もございますので、ぜひその辺もちゃんと勘案していただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、これより採決いたします。

議案第74号・令和6年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決及び認定するとされました。

執行部は御退席ください。

◎陳情第11号・水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の提出方について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第11号・水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（中山諭扶哉君） 本陳情について、御意見等ありませんか。

○委員（西村英昭君） こういった陳情ですね、水俣病に関して、いろんなところで報道されます。ほかの自治体とかでもいろんな動きとか、同じような陳情が上がってるよう記憶してるんですが、その辺の情報があればお知らせいただけたらと。併せてお知らせください。

○委員長（中山諭扶哉君） ただいま本件について、他市の事例を知りたいという意見が上がりました。

書記より説明いたさせます。

○書記（栗山大次郎君） ただいま西村委員からありました御質問について、お調べできた範囲で他市の結果について申し上げます。

水俣市議会不採択、人吉市議会不採択、天草市議会採択、宇土市議会採択、上天草市議会採択、芦北町議会採択、以上でございます。

○委員（西村英昭君） ありがとうございます。状況は分かりました。

八代も、すごく水俣との地理的な関係とか、あるいは実際、水俣病の認定患者さんもいらっしゃるという状況で、すみません、意見になってしまふんですけど、こういったものは本当に

発信することで、八代市が環境問題に取り組む姿勢とか、そういうものを、アピールできることになって、ひいては市民の安心・安全な環境というのにもつながると思うので、今、他市の場合はいろんな経緯があって、いろんな結果をそれぞれの自治体でお出しになってますけど、本当積極的にこういうものは取り組んでいくほうがいいんじゃないかなと。

すいません、意見になりますが、と思います。

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、意見等まだありませんか。

○委員（田方芳信君） 水俣市議会も不採択だったですよね。そういう本家本元、そこが不採択というのはどういった理由でされてるのですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。書記に説明をいたさせます。

○書記（栗山大次郎君） 水俣市議会におきまして、意見書の提出につきましては賛成意見もございました。しかし、平成7年政治決着、平成21年水俣病特措法成立及び平成22年熊本地裁の和解所見提示により、被害者への一時金支給と団体へは別途多額の加算金が支払われたことからも、当事者同士で幾度と早期解決に取り組まれた経緯は十分に尊重されるべきであり、一自治体からの意見書は不要であると考えるという考え方も示され、採決の結果、不採択とされております。

以上でございます。

○委員長（中山諭扶哉君） 以上が水俣市の結果だったということでございます。

○委員（田方芳信君） 分かりました。

○委員（水田千春君） やはり苦しんでいらっしゃる方がまだまだいらっしゃる、何か国会でも時々、話になりますけれども、死に待ちという形ではいけないと思います。ぜひ、八代市でもちゃんと採択るべきだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（橋本幸一君） これに該当される水俣病の患者さんというのは、大体、今どんくらいおられるのか、担当部署じや分からんとですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 説明を求めますか。

○委員（橋本幸一君） ああ、お願ひしていいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、分かりました。

ただいま、本件に関して執行部に説明を求めることの意見が出ました。

本件について、執行部から説明を求めるこに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求ることとします。

執行部の入場を求めます。

○委員（橋本幸一君） 今の状況も含めて、どういう状況なのか、それを含めて一緒に。

○委員長（中山諭扶哉君） そうですね。

（執行部 入室）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、本件に關し執行部からの説明を求めます。

○環境課長（田中和彦君） 環境課、田中でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどの御質問に答えます前に、少し水俣病特別措置法、いわゆる特措法について少し御説明をさせてもらった後に、お話をさせていただければと思います。

平成16年、2004年になりますけれども、10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、熊本、鹿児島両県に対する公健法に基づく水俣病認定申請者の増加や、チッソや国、県に対する損害賠償請求訴訟等を受けまして、平成21年、2009年の7月8日に特措法が成立いたしております。

これを受けまして、翌平成22年、2010年の4月16日に救済措置の方針が閣議決定をされまして、関係県においては、平成22年の

5月1日から平成24年の7月31日まで、水俣病被害者救済の申請を受け付けております。これは八代市のほうでも受け付けておるものでございます。

熊本県では、平成26年、2014年の6月には全ての判定が終了し、3万7000人を超える方が救済を受けられております。

特措法の申請件数として公表されておりますのが、申請件数自体が4万2757件、うち救済の対象となった方が3万7613人となっております。

当時、申請の窓口といたしましては、水俣病自体がいわゆる公害病に分類されておりまして、特別措置法の所管が環境省であったことから、本市の申請窓口は環境課のほうが行っております。

申請の際には、過去の申請者の居住の地域の状況、近隣の海で取れた魚を食べていた頻度、健康状態などの申請が必要となっていました。

ただ、どうしても申請、最終的にそれが救済の対象となられたかというのは個人情報という部分になっておりますので、八代市として申請をされたうちの何人の方がこの認定を受けられたかという詳細な情報のほうが、国からは市のほうには下りてきておりませんので、この時期の申請で八代市の方が何人救済されたかという具体的な細かい数字までは、担当課のほうではつかんでおりません。

この後、平成24年の7月31日で申請受付を終了しておりますけれども、これ以降、担当しております環境課のほうに、例えば申請漏れがあったので追加で申請をしてほしいとかという要望のほうは1度も上がってきていません。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（中山諭扶哉君） 御意見ありますでしょうか。

○委員（橋本幸一君） 平成24年の7月31

日で申請締切りで、その後申請なしということは、不服でという人もいなかつたって理解してよかですか。

○環境課長（田中和彦君） この平成24年、いわゆる2012年の7月31日まで受けた後に、仮に申請をされまして、それが要は救済の対象とならなかつた方は、個別に不服申請の手続があつたかと思います。それはすいません、市町村のほうは通つていませんので、最終的にどのような判断になつたかっていうのが、私どものほうには結果としてちょっと分からんですけれども、手続としては、たしかあつたかと思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに御意見ありますでしょうか。

○委員（橋本幸一君） 特措法成立後、ある程度、何て言いますか、いい方向に水俣病患者に對しての救済措置というのは、ある程度いい方向で行つてることと理解してよかですね。

○環境課長（田中和彦君） 一定の患者団体からの評価も得ておられるというふうには紙面等で、新聞の紙面等では私どものほうは見ております。

あと、この件に関しましてですけれども、先般、市長宛てに同じような要望書も出されておりますけれども、その際につきましては、やはり、こういう広範囲、それと重大ないわゆる公害病における部分の要望については、单一の市町村で上げるのではなくて、やはり広く、例えば県の市長会であつたりとか、そういう全県を挙げての組織で要望なり何なり上げるべきではないかということで、他市の動向を注視しながら、そういう話があれば、当然八代も加わって、全県を挙げての要望活動なり、要望書の提出というのがふさわしいのではないかということで、単独での要望書の提出というのは行わないというような判断を出しておるところでございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

○委員（水田千春君） 単一での要望はしていないというはどういう意味なんですか、すみません。

○環境課長（田中和彦君） いわゆる八代市長名で関係の省庁に対するいわゆる請願・陳情といいますか、要望書の提出っていうのは行わないというような形で。

○委員（水田千春君） 今のところ。

○環境課長（田中和彦君） はい、今のところです、はい。

○委員（水田千春君） 分かりました。

○委員（田方芳信君） 先ほど3万7613人ですかね、これはどこの地区で、ここが何人とか、そういう数字的には分かりますか。

○環境課長（田中和彦君） すみません、詳細なデータにつきましては、県のほうをお持ちですので、すみません、私どもは持っていないんですけれども、一応申請の段階で、過去、このエリア、いわゆる有明海、八代海周辺に住まわれた方を対象としておりますので、今そこに住んでいらっしゃらなくても、例えば小さいときにそのエリアに住んでいた方も申請の対象となる事業でございました。

当時の八代の窓口としました、当時八代市民であった方の窓口を八代市が一応行つたということですので、実際申請者の方の中には、当時やはり水俣辺りに住んでらっしゃった方、もしくは天草辺りだったりとかという方もいらっしゃいました。

○委員長（中山諭扶哉君） よろしいでしょうか。

○委員（水田千春君） その当時出されて認定されなかつた方もいらっしゃると思うんですよね。結構差がありますよね、何千件、認められた方と認められなかつた方。なので、ぜひ八代でも、ちゃんと要望はしていくべきだと私は思つておりますので、ぜひよろしくお願ひいたし

ます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに御意見等ありませんか。御質問等。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでしたら、執行部のほうは退席を願います。

（執行部 退室）

○委員長（中山諭扶哉君） 意見のほう、皆様からお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（西村英昭君） 本議員が思うに、現在もこういった形で、いろんな苦しんでる方が訴えを上げると、現在係争中のものもあるというところをやっぱしっかりと受け止めて対応は考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中山諭扶哉君） どちらで。

○委員（西村英昭君） これを、ぜひこの陳情、意見書提出を。

○委員長（中山諭扶哉君） 採択ということですかね。

○委員（西村英昭君） はい。

○委員（橋本隆一君） 確認です。大変失礼ながら、お二人も、初めてこういう採決の場になると思いますので。例えば採決の方法として、さつき採択、不採択、それから、審議未了とか、いろいろあると思うので、その辺の説明をまず聞いて、私もそこら辺ちょっと迷うときがありますので、そこを事務局のほうで説明していただければありがたいなと思うんですが。こういったやり方に対しては、こういった表決の仕方がありますよというのをですね。

○委員長（中山諭扶哉君） そうしましたら、書記のほうに説明を求めます。

○書記（栗山大次郎君） パターンといたしましては、継続審査、次に審議未了、それから採択か不採択、こちらがございます。

採択された場合は、意見書を国に提出するよ

うな形になりまして、不採択されると、それはなかつたことになります。継続審査になりますと、継続してこの陳情について審議していくような流れになります。審議未了になりますと、この陳情は一旦考慮しないような、そういった4パターンが考えられるかと思います。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） 何か不明点はありませんか、この件について、大丈夫ですか。

○委員（西村英昭君） 採択、不採択、審議未了ですか。例えば決を採って不採択になると、もうそこで立ち消えになってしまふ。まだもっと熟議をして結論を出すということは、継続審査ということですね。理解できました。

○委員（田方芳信君） やはり他市とかいろんな部分を考えれば、継続で私はいいのではないかと思いますけど。

○委員長（中山諭扶哉君） 継続審査の意見が出来ました。

ほかに意見ございませんか。

○委員（橋本幸一君） 私も肝心の水俣市議会が不採択という、そこが非常に気になるところで、本来ならば、やっぱりあれだけのですね、世界的に有名な負の遺産になっているわけですが、水俣市が、不採択、なぜされたのかなというそういう部分も含めて、私は審議未了じゃなくて、継続審査かなというふうな思いがしてます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようですので、ただいま継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とすることに賛

成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で付託された案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

○委員（谷川 登君） 皆さんも御存じかと思いますが、建設環境委員会として、令和7年8月の10日にかなり各地域被害が起こっております。そういう中で、ぜひまず委員の方も地区の被害を、現地を、管内調査、これをしたらどうかなというふうに思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午前11時40分 小会）

（午前11時44分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

ただいま谷川委員より、管内調査を求める意見ございました。

意見の中で、BCP中でありますので執行部と、調整、意見の集約を図っていただきたいということが本委員長にございましたので、一任

をいただいた上で判断をしたいというふうに思います。

また、随時報告のほうはさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りをいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議をいたします。

協議内容につきまして、管外視察を実施する、しないということを、まずお諮りいたしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員（橋本隆一君） また先ほどと同じですが、管外視察というのは何かということとかですね、そういうところをまず説明していただきて、するかしないかも、そこで必要があるのかちゅうのもちよつとは決めかねないかなと思いますので、趣旨、目的というのをちょっと。

○委員長（中山諭扶哉君） 書記に説明をいたさせます。

○書記（栗山大次郎君） 管外行政視察といいますのは、他市の事業でしたり政策を委員の皆さんで学びに行かれるような、そういったことになっております。

建設環境委員会に関する事業でしたり政策を他市へ視察しに行くといったような御説明でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） 御質問。時期的にはど

ぎやんですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 時期的には、今のところ1月中旬を予定しております。1月のですね、委員長の私案でよろしいですか、いいですか。（委員橋本幸一君「よかたい」と呼ぶ）

まずは、実施するかしないかをお決めいただきたいと思います。

○委員（田方芳信君） それは実施してもよかっしゃなかですか。

○委員長（中山諭扶哉君） よろしいですか、皆さん、実施するということで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員（水田千春君） どこに行くっていうのは、実施するかしないかを決めてから決める。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。

○委員（水田千春君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、実施するということで進めさせていただきます。

予算が7万5000円以内の1回のみということでございます。行く方面については、予算の都合上、1泊2日、関西方面までということでございます。

委員長私案としましては、1月15日、16日で考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

○委員（田方芳信君） 1月の。

○委員長（中山諭扶哉君） 15日、16日です。

もしも異論等ございましたら、また後ほど連絡をいただきたいというふうに思います。

希望の調査事項等がありましたら、委員長宛てに御連絡いただきたいと思います。

特段、10月28日までに御意見等がなければ、委員長のほうで一任をさせていただきたいと思いますが、異議ありますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決します。

最後に、新人議員もおられますので周知とい

うことになりますが、観察時は旅費の精算や公務災害の観点から、集合は本庁舎となっております。

また、身内の不幸等で観察途中に離脱される方もあると思いますが、原則私用等での離脱は認められておりませんので、御承知おきを願います。

当委員会の管外行政観察につきましては、令和8年1月中旬に実施したいと思いますので、御承知おきをお願いいたします。

なお、日程、調査事項につきましては、書記まで御連絡いただければと思います。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

(午前11時50分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年10月21日

建設環境委員会

委員長